

※※ご利用にあたってのお願い※※

スクールバス一般混乗制度を再開するにあたり、利用登録時に誓約いただきました誓約事項を再度確認いただき、厳守いただくようお願いいたします。

また、以下の二点を特にも厳守いただくようお願いいたします。

- ① 食べ物等のアレルギー症状をお持ちの児童・生徒もいます。食べ物・飲み物等の配布は、絶対に行わないでください。
- ② 児童・生徒への感染症の感染拡大防止のため、発熱・体調不良等の症状がある場合には、利用をお控えください。感染症の流行状況によっては、マスクの着用等をお願いする場合があります。

スクールバスの運行が、「児童生徒の通学のための運行であり、その目的に沿った運行を行う範囲で、一般混乗利用を可能とするものであること」をご理解していただいた上でご利用いただくようお願いいたします。

誓約事項

- 1 スクールバスの運行は、児童生徒の通学のための運行であり、その目的に沿った運行を行う範囲で一般混乗利用を可能とするものであることを理解の上、そのルールに従って利用します。
- 2 車内での飲食・喫煙、酒に酔った状態での乗車等、児童生徒との同乗にふさわしくない行為は行いません。
- 3 車内での大声、暴言、危険物や臭気を発するものの持ち込み、携帯電話での通話等、児童生徒はもとより、他の同乗者に危害を及ぼしたり迷惑をかける恐れのある行為は行いません。
- 4 車内での不要な立ち歩き等、運行の安全を妨げる行為は行いません。
- 5 インフルエンザ等、児童生徒への感染の恐れがある病気を有している場合又はその疑いがある場合は乗車しません。
- 6 座席については、原則として「一般優先席」を利用し、児童生徒の利用を妨げる乗車は行いません。また、当該座席に空席がない場合は、乗車可能数の範囲において立席を利用して乗車します。
- 7 座席及び立席には制限があることを理解し、乗車の可否については、運転手の指示に従います。
- 8 その他車内での乗車マナー・ルールについては、運転士の指示に従います。